

- 都道府県医師修学資金等の貸与を受けた医師及び自治医科大学卒医師の派遣については、医療法及び厚生労働省医政局の通知に基づき、県が設置する「地域医療対策協議会」において協議の上、決定。
- 山形県医師修学資金の貸与を受けた医師の派遣先の基本的な考え方は、医療法の規定に基づく医療計画の一部である「山形県医師確保計画」において、「日本専門医機構から認定を受けた専門研修プログラムの基幹施設及びその連携施設を基本」と明記。

【派遣方針(案)】上記基本的考え方を踏まえ、市町村等からの要望及び医師個人の意向を聴取の上、県内の専門研修プログラム責任者や大学医学部の各医局等との調整により、県内の医師不足の解消(医師確保計画に掲げる目標達成)に資する配置計画を策定していく。

■ R6配置対象医師数：91人 (①県修学資金貸与医師67人(③を除く) ②自治医科大卒医師17人 ③東北医科薬科大卒医師7人※)
(R5対象医師数：85人) ※③東北医科薬科大7人の内訳(A方式：1人、B方式(県修学資金)：6人)

○医療法

第三十条の二十三 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場(次項において「地域医療対策協議会」という。)を設け、これらの者の協力を得て、同項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、当該協議が調った事項について、公表しなければならない。

一～九 一略一

2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

一 一略一

二 医師の派遣に関する事項 三～七 一略一

○「地域医療対策協議会運営指針について(H30.7厚労省通知)」

(3) 医師の派遣に関する事項(抜粋)

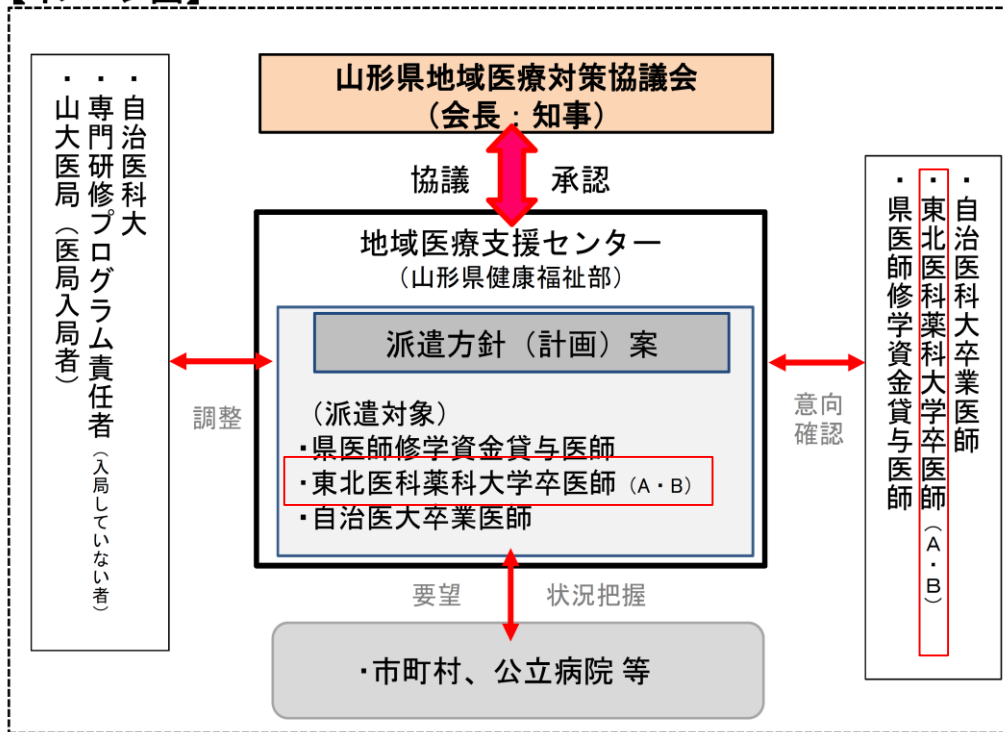
ク 都道府県における医師の派遣先の決定に当たっては、都道府県の政策的観点^クが一定程度反映されるよう、地域医療支援センター(※山形県健康福祉部)が策定した派遣計画案を基に、地域医療対策協議会で協議して派遣先を決定する。

○「山形県医師確保計画(R2.7策定)」

第5 目標達成のための必要な施策(1 短期的施策)

・山形県医師修学資金については、医師少数地域等での勤務と専門医の取得などの医師としてのキャリア形成との両立が可能となるキャリア形成プログラムを構築することとします。なお、臨床研修後の県内勤務は、日本専門医機構から認定を受けた専門研修プログラムの基幹施設及びその連携施設を基本とします。

【イメージ図】



令和6年度医師派遣方針(案)について

資料2-2

○ 東北医科薬科大学の卒業医師（1期生：臨研2年目）が令和6年度より地域勤務を開始。

◆東北医科薬科大学 在学生及び卒業生一覧（令和5年度時点）

（単位：人）

区分	1期生 (H28入)	2期生 (H29入)	3期生 (H30入)	4期生 (H31入)	5期生 (R2入)	6期生 (R3入)	7期生 (R4入)	8期生 (R5入)	合計
A方式	1	1	1	1	1	1	1	1	8
B方式	6	3	7	7	7	8	9	12	59
一般枠		2			2			2	6
合計	7	6	8	8	10	9	10	15	73

◆臨床研修修了後の配置調整対象者

次回以降の地对協において配置先を協議

（単位：人）

年度	1期生 (H28入)	2期生 (H29入)	3期生 (H30入)	4期生 (H31入)	5期生 (R2入)	6期生 (R3入)	7期生 (R4入)	8期生 (R5入)	合計
R4	臨研1年	6年生	5年生	4年生	3年生	2年生	1年生	—	0
R5	臨研2年	臨研1年	6年生	5年生	4年生	3年生	2年生	1年生	0
R6	7	臨研2年	臨研1年	6年生	5年生	4年生	3年生	2年生	7
R7	7	6	臨研2年	臨研1年	6年生	5年生	4年生	3年生	13
R8	7	6	8	臨研2年	臨研1年	6年生	5年生	4年生	21
R9	7	6	8	8	臨研2年	臨研1年	6年生	5年生	29
R10	7	6	8	8	10	臨研2年	臨研1年	6年生	39
R11	7	6	8	8	10	9	臨研2年	臨研1年	48
R12	7	6	8	8	10	9	10	臨研2年	58
R13	1	6	8	8	10	9	10	15	67

B方式の6名が義務満了